

指定地域

出雲市の悪臭の規制対象となる指定地域は次のとおりです。

悪臭原因物の排出を規制する地域（平成 17 年 3 月 18 日島根県告示第 318 号）

区 分	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に基づく用途地域のうち次の地域
A 地域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域
B 地域	工業地域
※旧大社町及び旧斐川町の区域を除く。	

※詳しくは、縦覧図面をご覧ください。

※用途地域については都市計画課にお問合せください。